

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の車両入園許可証の交付について

第1条 国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の「入園許可証」の交付は下記のとおりとする。

1. 「公園事務所・公園管理事業者」許可証について国営沖縄記念公園事務所（以下、「公園事務所」という。）と公園管理事業者の業務用車両を対象に許可証を交付する。
指定ゲートは「全ゲート」とし、入園許可期間は「3年10ヶ月」、入園時間区分は「通し」とする。
2. 「年間維持管理業務」許可証について、公園維持管理業務などの年間契約をしている業者が使用する業務用車両を対象に交付する。
指定ゲートは「全ゲート」とし、入園許可期間は「3年10ヶ月」、入園時間区分は「通し」とする。
3. 「その他」の許可証について、1・2の対象車両以外の業務用車両を対象に許可証を交付する。
指定ゲート、入園許可期間、入園時間区分を設定する。
4. 「駐車許可証」について、財団職員の通勤用使用車両を対象に交付する。

第2条 「車両入園許可証交付申請書」の取扱いについては下記のとおり行う。

1. 「車両入園許可証交付申請書（年間維持管理業務）」について、第1条2「年間維持管理業務」許可証の交付を受けようとする者を対象とする。
2. 「車両入園許可証交付申請書（その他）」について、第1条3「その他」許可証の交付を受けようとする者を対象とする。

第3条 「入園許可証発行台帳」の取扱いについては下記のとおりとする。

1. 「年間維持管理業務」許可証を交付した車両を台帳管理する。
2. 「その他」許可証を交付した車両を台帳管理する。

第4条 作業用車両以外で、人の移動のみを目的とした車両入園については、許可証の交付を認めない。

第5条 入園車輛の業務内容や入園目的の確認できない業務用車輛については、許可証の交付を認めない。

第6条 申請に必要な提出書類と注意点は下記のとおりとする。

1. 「車輛入園許可証交付申請書」について

担当職員の押印、車輛入園を申請する業者の会社印があるか確認する。

2. 車検証の期限が入園申請期間中有効であること、あわせて車輛規格が入園可能なものであるかどうか確認する。

何らかの理由により、必要に応じ証書の写しをとる場合もある。

3. 任意の自動車保険証(入園申請期間中有効なもの)の加入有無、あわせて対人・対物補償に入っているか確認する。

何らかの理由により、必要に応じ証書の写しをとる場合もある。

第7条 入園が可能な車輛規格は、車体総重量が11トン未満の中型車輛以下のものとする。ただし、大型車輛・特殊車輛については、事前調整において運行ルートの安全が確認できた車輛についてはその限りではない。

第8条 入園車輛に「社名表示」のない業務用車輛については、許可証の交付を認めない。

「社名表示」がない場合、仮設の「社名表示」を車体の左右両サイドに貼り付ける。また表示の大きさは視認できる範囲とする。

第9条 園内の業務実施場所に応じて、公園利用者の安全確保に配慮して、「南ゲート」、「備瀬ゲート」、「通用門」、「水族館管理用ゲート」、「P8ゲート」、「全ゲート」の中から適切なゲートを指定する。

第10条 入園許可期間は、期間を確認し設定する。

※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。

第11条 入園時間区分は、「開園時間内」か「開園時間外」のいずれかとする。

※「その他」許可証の交付を受ける場合に限る。

第12条 下記「公園内車輛運行厳守事項」を設定する。厳守事項は、業務担当者より許可証の交付を受ける者へ説明する。また「車輛入園許可証」の裏面に記載し、常に運転手が公園利用者の安全を意識するよう車輛全面ガラスへの掲示を義務付ける。

1. 入園車輛は、ゲートで一時停止を行い警備員の検閲(入園許可証の提示等)を得てから入園すること。
2. 所定の入園時間区分に所定のゲートから出入りすること。業務外の不必要な場所に立ち入らぬこと。
3. 公園内の制限速度は時速20km以下とする。
4. 横断歩道では一旦停止を確実に行うこと。
5. クラクシオンは、原則として使用を禁止する。
6. 公園内では、歩行者優先とする。
7. 歩行者とすれ違う場合や追い越す場合は、歩行者の行動に注意し、十分減速する。
8. 混雑時には、安全確認がとれるまで停止とする。
9. 駐停車中のアイドリングを禁止する。
10. 運転中の喫煙や携帯電話の使用を禁止する。
11. 入園中は、許可証を車輛前方に明示しなければならない。
12. 許可証の有効期限が切れた時は、直ちに返却し必要に応じ更新手続きをとること。
13. 車輛を離れる際には、サイドブレーキを引き、傾斜地等においては車止めを設置すること。

第13条 下記「公園内車輛運行注意事項」を設定する。厳守事項は、業務担当者より許可証の交付を受ける者へ説明する。また「車輛入園許可証」の裏面に記載し、常に運転手が公園利用者の安全を意識するよう車輛前面ガラスへの掲示を義務付ける。

1. 園内を走行する際は、公園利用者及び諸施設の安全に細心の注意を払うこと。
2. 公園利用者の快適な公園利用を妨げてはならないよう運転及び作業方法に留意すること。
3. 駐停車の際は、公園利用者の妨げにならないよう配慮すること。

第14条 「公園内車輛運行厳守事項」の違反が重度、又は酒気帯びや不良行為があった場合は、車輛入園許可証を没収するとともに違反の度合いに応じて罰則を科す。

第15条 許可期限の終了した車輛入園許可証は、許可外使用を未然に防止すること目的にすべて回収する。

園路車輛通行規制について

(凡例)

○通行可能区域

園内を車輛で走行する事が可能な区域
※本区域内において、緊急の場合を除きパトランプ又は警告灯(ハザードランプ)を点灯させることを禁止する。

○通行規制区域

園内における車輛走行を制限(規制)する区域
※電氣遊覧車、公園パトカー、公園マイクロボバス、緊急車輛、公用車については通行可能とする。
※園内施設、設備の管理・補修、塵芥回収、植栽管理、緊急を要する納品などに係る作業用業務車輛について、その走行を認める。ただし、来園者の往来が激しいときの走行については、パトランプもしくは警告灯(ハザードランプ)点灯させて周囲に十分注意を払うこと。

○通行禁止A区域

園内における開園時間内の車輛走行を禁止する区域
※電氣遊覧車、公園パトカー、公園マイクロボバス、緊急車輛、公用車については通行可能とし、その他の車輛においては、開園時間内の本区域への進入を禁止する。

○通行禁止B区域

園内における車輛走行を禁止する区域
※緊急車輛については通行可能とし、その他の車輛においては、本区域への進入を禁止する。

施設等

- | | | | |
|----|----------|----|---------------|
| 1 | エメラルドビーチ | 18 | おもろ植物園 |
| 2 | 沖繩美ら海水族館 | 19 | 水の階段レストハウス |
| 3 | 美ら海プラザ | 20 | 杵ちやんショップ・バーテ |
| 4 | マナティイー館 | 21 | お花畑 |
| 5 | ウミガメ館 | 22 | 熱帯ドリムセンター |
| 6 | イルカラグーン | 23 | 夕陽の広場 |
| 7 | オキちゃん劇場 | 24 | 夕陽の広場レストハウス |
| 8 | ハイサイプラザ | 25 | 熱帯・亜熱帯都市緑化植物園 |
| 9 | 海洋文化館 | 26 | ハンゴの森 |
| 10 | 噴水広場 | 27 | 御成婚記念の森 |
| 11 | ちびっことりで | | |
| 12 | おきなわ郷土村 | | |

ゲート

- | | |
|---|----------|
| 1 | 備瀬ゲート |
| 2 | エメラルドゲート |
| 3 | 北ゲート |
| 4 | 通用門 |
| 5 | 中央ゲート |
| 6 | 南ゲート |
| 7 | P8ゲート |
| 8 | 管理用ゲート |

